

平成 30 年度

第 4 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市市役所 5 階 第 1 委員会室

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 30 年 8 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

議案 6 庄原農業振興地域整備計画の変更について

備 考

その他にて庄原市農業委員会 農地利用の最適化の取組みについて (案) により、「1 人 1 年 1 マッチング」の取組み方針の確認を行う。

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫		○	14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後 1 時 30 分)

事務局長：ただ今より、平成 30 年度第 4 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 2 番 植木委員からの欠席の届出をうけております。それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名 です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。8 番増谷委員と 9 番森兼委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。受付番号 7 から 14 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁))：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号7から14について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第3条の規定による許可について」
受付番号7から14を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成30年6月期の申出分については、別紙「平成30年8月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号6と7について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号6

位 置 等：説明資料の3、4ページに記載

転用事由：墓地

資金計画：全額自己資金

他 法 令：墓地埋葬法申請中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外申請中

受付番号7

位 置 等：説明資料の3、6ページに記載

転用事由：農業用倉庫
資金計画：着工済みで顛末書の添付
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：用途区分変更申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。
受付番号6と7について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：それでは受付番号6と7について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号8から12について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号8

位置等：説明資料の3ページ、6ページに記載
転用事由：分譲宅地
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号9

位置等：説明資料の3ページ、7ページに記載
転用事由：物置
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号10

位置等：説明資料の3ページ、8ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額融資資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号11

位置等：説明資料の3ページ、9ページに記載
転用事由：宅地拡張
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号12

位置等：説明資料の10ページ、11ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額融資
他法令：設備認定申請中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号8から12について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号8から12について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号8から14について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号11について所在の誤りを訂正

- ・下モ下タ谷753は、上下タ谷753の誤り
- ・原畑Mar-51は、原畑5251-3の誤り

受付番号8

位置等：説明資料の3ページと12ページに記載
潰廃事由：30年以上前から耕作をやめ通路として使用していた。
現地確認：私道及び駐車場の一部であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号9

位置等：説明資料の3ページと13ページに記載
潰廃事由：平成7年頃から大型店の駐車場として使用されている。
現地確認：現地は駐車場として利用されており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 10

位置等：説明資料の 3 ページ、14 ページに記載

潰廃事由：転作がはじまり耕作しなくなり荒廃した。

現地確認：耕作道がなく杉や雑木が生い茂り、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 11

位置等：説明資料の 15 ページと 16, 17 ページに記載

潰廃事由：昭和 57 年頃に道路敷となり、耕作不便により平成 11 年頃耕作をやめ山林原野化した。

現地確認：公衆用道路及び草木が生い茂り農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 12

位置等：説明資料の 18 ページと 19 ページに記載

潰廃事由：平成 10 年頃から高齢となり、また、河川の近くであり時々浸水することもあり耕作をやめた。

現地確認：草木が茂るなど、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 13

位置等：説明資料の 20 ページと 21、22 ページに記載

潰廃事由：昭和 53 年頃に資材置き場として造成

現地確認：資材置き場となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 14

位置等：説明資料の 23 ページと 24 ページに記載

潰廃事由：平成元年頃家の増築時に造成、植木を植えた。

現地確認：宅地となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員：13 番について「ほ場整備」は行われていないですね。

事務局員：行われていません。

7 番三吉委員：人的かい廃における非農地証明申請の顛末書に「農地法についてよく理解していなかったため〇〇にしてしまい」とよく記載があります。転用申請の周知を図る必要があると思います。

8 番木村委員：人的かい廃でも、今回のように事実行為から 20 年以上が経過して、農地転用行政上支障がない場合は非農地証明の対象となることとされており、一律に転用申請で処理していくのではなく個々個別の申請指導を行う必要があると思います。

議 長：転用制度等の周知徹底の方法については、役員会などで協議していくということでもよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

議 長：そのほかありませんか。

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号8から14を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号8から14の7件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案6「庄原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：庄原農業振興地域変更計画内訳表 資料により説明。以下略)

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域整備計画の変更について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

6月18日 常設審議会に出席

6月19日 2市1町女性農業委員合同研修会(青才委員、金本委員から報告)

6月22日 農地中間管理事業強化委員会

6月28日 広島県農業会議総会

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

※ 庄原市農業委員会 農地利用の最適化の取組みについて(案)により、「1人1年1マッチング」の取組み方針の確認をする。

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時52分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年7月5日

議 長
(道下和子) _____

8番委員
(増谷克則) _____

9番委員
(森兼 貢) _____